

地域のスポーツ振興に向けた関係者会議設置要領

施行 令和 7 年 4 月 1 日 6 生推ス第 1023 号

（設置目的）

第 1 条 東京都における地域のスポーツ団体間の連携を支援し、地域のさらなるスポーツ振興や競技環境の確保を推進するため、東京都生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部に、「地域のスポーツ振興に向けた関係者会議（以下「関係者会議」という。）」を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 関係者会議は次に掲げる事項について協議する。

- （１）地域のスポーツ振興に関すること。
- （２）スポーツ関係団体の活性化・連携強化に関すること
- （３）地域スポーツに取り組む多様な担い手や施設の確保に関すること
- （４）学校部活動の地域連携・地域移行に関すること
- （５）その他、地域のスポーツ振興に必要な事項に関すること。

（構成）

第 3 条 関係者会議の委員は、次の区分を持って構成する。

学識経験者、地域スポーツ関係者、民間企業関係者及び教育関係者等のスポーツに関する有識者

（委嘱）

第 4 条 関係者会議の委員は、東京都生活文化スポーツ局スポーツ担当部長が委嘱する。

（定数）

第 5 条 委員の定数は、22 名以内とする。

（任期）

第 6 条 委員の任期は、委嘱の日から 1 年間とする。ただし、再任をさまたげない。

（会長等）

第 7 条 関係者会議に会長及び副会長を置く。

- （１）会長及び副会長は、委員が互選する。
- （２）会長は、関係者会議を代表し、会務を総理する。
- （３）副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（招集）

第 8 条 関係者会議は、東京都生活文化スポーツ局スポーツ担当部長が招集する。

（分科会）

第 9 条 関係者会議には、専門の事項を協議するため、分科会を置くことができる。

- （１）分科会の構成員は、委員のうちから東京都生活文化スポーツ局スポーツ担当部長が指名する。

- (2) 分科会に座長を置き、座長は委員の同意を得て、委員のうちから東京都生活文化スポーツ局スポーツ担当部長の指名する委員をもって充てる。
- (3) 座長は、分科会で協議した結果を関係者会議に報告する。

(意見聴取)

第10条 会長、副会長及び東京都生活文化スポーツ局スポーツ担当部長は、必要に応じて関係者会議及び分科会に有識者又は関係職員等の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第11条 関係者会議に関する庶務は、東京都生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部スポーツ課において処理する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、関係者会議に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。